

## 「愛知県認知症希望大使」（認知症本人大使）設置要領

### （趣旨）

第1 「認知症施策推進大綱」（2019年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定）及び「あいちオレンジタウン構想第2期アクションプラン」（2020年12月策定）に基づき、認知症の人ができる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができ、地域で暮らし、学び、働く人々が「認知症に理解の深いまちづくり」に「じぶんごと」として取り組む社会を実現するため、認知症の方本人からの発信を通して、広く認知症に対する理解を深めるための活動を行う認知症本人大使「愛知県認知症希望大使」（以下「大使」という。）を設置する。

### （委嘱及び任期）

第2 知事は、人格、意欲等から適任と認める者に対し大使を委嘱するものとする。

2 大使の任期は委嘱日より2024年3月31日までとする。（任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げないものとする。）

### （活動内容）

第3 県及び市町村等が依頼する認知症理解のための普及啓発活動のうち、大使本人の希望や体調に合わせ、協力が可能な活動を行う。

<県が依頼する認知症の普及啓発活動の例>

(1) 県及び市町村が行う認知症の普及啓発活動への協力

県及び市町村が開催するイベント等での講演、広報誌等への寄稿、広報映像等への出演、その他の普及啓発活動を行う。

(2) 県及び市町村が行う研修への協力

県及び市町村が開催する医療従事者・介護サービスを提供する施設や事業所の従事者等に対する認知症対応力向上のための養成研修での講演及び認知症サポーター養成講座の講師（キャラバン・メイト）等を行う。

(3) 県及び市町村が行う本人や家族への支援活動への協力

ピアサポート活動、本人ミーティング、本人交流会、認知症カフェ等での講演等を行う。

(4) 県及び市町村が行うその他の活動への協力

県と大使が協議のうえ、必要と認めた(1)から(3)以外の活動を行う。

(5) 県や市町村以外からの依頼を受けた活動への協力

県と大使が協議のうえ、必要と認めた活動については、県や市町村以外の団体からの依頼も可能とする。ただし、営利目的の活動や、特定の目的をもった政治活動又は、

宗教活動であると認められるもの、公安又は風俗を害する恐れがある活動、暴力団を利用する恐れがある活動又は、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものが主催する活動等であると認められるもの、その他適当でないと思われれるものについては除外とする。

**(活動依頼)**

第4 大使への活動依頼を希望するときは、県が指定する様式「愛知県認知症希望大使活動依頼書」に記載の上、期日までに県に提出する。県は、事業内容や事業効果等を勘案し、大使と協議を行い、大使の活動を決定する。

2 依頼者は活動終了後、「愛知県認知症希望大使活動報告書」を県に提出する。

**(謝礼)**

第5 第4で決定した活動について、県は大使等に謝礼を支払うこととする。

**附則**

この要綱は、2021年7月27日から施行する。

この要綱は、2022年4月28日から施行する。